

平成28年5月1日

関係各位

常陸太田市上下水道部水道総務課総務企画係

平成28年度からの入札契約制度（建設工事）における改正について

常陸太田市水道事業では、公共工事における品質の確保、著しいダンピング受注による公正な取引秩序の阻害、下請け業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等を未然に防止するとともに、より一層の公正性、透明性及び競争性の向上を図るため、以下のとおり建設工事における入札契約制度を改正いたしましたので、ご了承ください。

1 一般競争入札の対象範囲拡大について

	平成28年5月から	従前
対象となる 建設工事	設計金額1,000万円以上	設計金額2,000万円以上

2 低入札価格調査制度の改正（調査基準価格の算定方法の改正及び失格基準価格の設定）

	平成28年5月から	従前
対象となる 建設工事	設計金額5,000万円以上	設計金額2,000万円以上
調査基準価格 の算定方法	(1) 直接工事費の95% (2) 共通仮設費の90% (3) 現場管理費の80% (4) 一般管理費の55% (1)～(4)の合計額×1.08 ※ただし、その割合が9/10を超える場合 にあつては9/10とし、7/10に満たない場 合にあつては7/10とする。	(1) 直接工事費の95% (2) 共通仮設費の90% (3) 現場管理費の60% (4) 一般管理費の30% (1)～(4)の合計額×1.08 ※ただし、その割合が8.5/10を超える場 合にあつては8.5/10とし、2/3に満たな い場合にあつては2/3とする。
失格基準価格 の算定方法	(1) 直接工事費の75% (2) 共通仮設費の70% (3) 現場管理費の70% (4) 一般管理費の30% 上記の項目のいずれかを下回った 場合、調査を行わずに失格とする。	未設定

	※ただし、工事の性質上、上記の規定を適用することが適当でないと認めるときは、失格基準価格を定めないことが出来るものとする。	
--	---	--

3 最低制限価格の設定

	平成28年5月から	従前
対象となる 建設工事	設計金額1,000万円以上5,000万円未満	未設定
最低制限価格 の算定方法	(1) 直接工事費の95% (2) 共通仮設費の90% (3) 現場管理費の80% (4) 一般管理費の55% (1)～(4)の合計額×1.08 上記の算定数値を下回った場合は失格とする。 ※ただし、その割合が9/10を超える場合 にあつては9/10とし、7/10に満たない場 合にあつては7/10とする。	未設定

※ 低入札調査基準価格及び最低制限価格については事後公表とし、失格基準価格については非公表とする。

※ 平成28年5月1日以降に発注する建設工事から適用。

<p>【この件に関するお問い合わせ先】 常陸太田市上下水道部水道総務課総務企画係 〒313-8611 茨城県常陸太田市金井町3683番地の2 TEL 0294-72-3111 内線512</p>
